

本支援は、舞台芸術（演劇・ダンス・ミュージカル等）の各ジャンルで、青少年のスキルアップに繋がるためのワークショップや講習会等を開催する活動に対して助成金を交付するものです。

1. 対象者

金沢市在住者又は金沢市内を主たる活動拠点とする個人または団体

2. 対象事業

- ①舞台芸術（演劇・ダンス・ミュージカル等）の各ジャンルにおいて、スキルアップのために特別講師（外部団体等で活動する方）を招聘して実施するワークショップ、講座、上映会、公演等で対象者に青少年（12歳～18歳）が含まれており、かつ参加者を広く募集し既存の団体メンバーに限定されていないもの（音楽分野は対象外）
- ②原則として金沢市内及び近郊（白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）で実施されること
- ③令和7年4月1日から令和8年3月31日までに事業を終了すること

上記①～③のすべてに該当する事業

※以下に該当する事業は対象外となります。

金沢市及び金沢市外郭団体の主催・共催事業／金沢市及び金沢市外郭団体から助成を受けているもの／営利を目的とするもの／政治的又は宗教的な宣伝意図を持つもの／慈善事業への寄付行為を主な目的とするもの／特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの／教室の行う稽古事や習い事の発表会、その他特定の会員を対象とするもの／学校のクラブ活動その他学校教育に関係するもの／第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの、またはそのおそれがあると認められるもの／安全対策等、開催に際して不備の認められるもの／公序良俗に反するもの

3. 助成金額：上限 100,000 円

※対象経費：助成対象事業の実施に要する経費のうち、アーツカウンシル金沢が対象と認める経費（別紙参照）

※助成率：対象経費の 2/3（1,000 円未満は切り捨て）

助成金の併用について

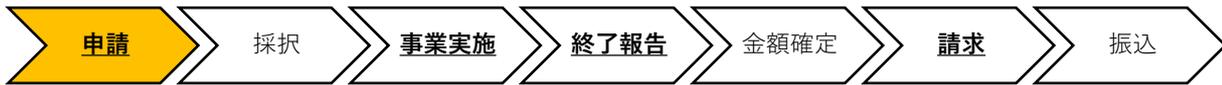
- ・他の助成金等との併用は可能です。ただし、金沢市及び金沢市外郭団体から助成や、アーツカウンシル金沢の助成プログラム「交流滞在支援」「環境整備支援」「広報小口支援」「能登復興支援」との併用はできません。
- ・他の助成金等と併用する場合、同一の対象経費を本助成金と他の助成金の両方に適用することはできません。

採択件数

年度内に数件程度（同一の申請者による採択は年度内4回まで）

※全体予算に達した場合は、受付を終了する場合があります

4. 申請方法



※下線部が申請者の作業となります。

申請書類

下記の申請書類を、メールにて提出してください。(郵送、持参も可) (※必着)

申請書類	・ 申請書 ・ 事業計画書
------	------------------

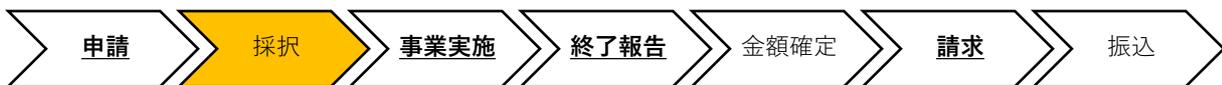
※必要に応じて審査前に内容確認のためのヒアリングを行う場合があります。

※持参の場合は土日祝日・年末年始(令和7年12月27日～令和8年1月4日)を除き、9時～17時45分まで受付。

申請締切

	申請締切 (※必着)	採択結果通知
第1回	令和7年4月30日(水)	令和7年5月12日(月)までに
第2回	令和7年5月31日(土)	令和7年6月10日(火)までに
第3回	令和7年6月30日(月)	令和7年7月10日(木)までに
第4回	令和7年7月31日(木)	令和7年8月12日(火)までに
第5回	令和7年8月31日(日)	令和7年9月10日(水)までに
第6回	令和7年9月30日(火)	令和7年10月10日(金)までに
第7回	令和7年10月31日(金)	令和7年11月10日(月)までに
第8回	令和7年11月30日(日)	令和7年12月10日(水)までに
第9回	令和7年12月31日(水)	令和8年1月13日(火)までに
第10回	令和8年1月31日(土)	令和8年2月10日(火)までに
第11回	令和8年2月28日(土)	令和8年3月10日(火)までに

5. 採択



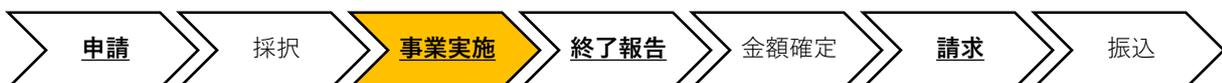
申請書類の内容の確認後、以下の審査基準を考慮して採択します。

採択結果は、申請者あてにメールで通知します。

審査基準

- ① 金沢市における舞台芸術の振興発展に繋がる取り組みかどうか
- ② 金沢市を中心とする青少年の育成に繋がる取り組みかどうか

6. 事業実施



※下線部が申請者の作業となります。

広報物について

採択された事業の実施に際して作成するチラシ・ポスター・プログラム等の印刷物及び広報用のウェブページに、クレジット及びロゴマークを掲載してください。(映像の場合はテロップとして挿入し、完成させてください。)

クレジットの掲載

「助成：アーツカウンシル金沢」の文言を記載してください。

ロゴマークの掲載



ロゴのダウンロード URL：<https://artscouncil-kanazawa.jp/about/logo/>

※ロゴマークを使用する場合は、必ずガイドラインをご確認ください。

事業の中止・変更について

事業内容の変更（公演等の追加といった内容や金額の変更、実施会場や実施日の変更など）又は事業を中止する場合は、変更申請をしてください。

変更の連絡をせずに、事業の変更・中止をした場合は、採択を取り消す場合があります。

7. 事業の終了報告



※下線部が申請者の作業となります。

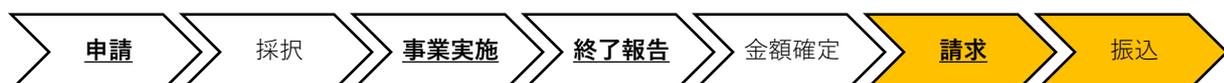
事業実施終了後（期間中に複数回実施する場合は、その最後の実施終了後）、提出物を締切までに、郵送、持参、メール、いずれかの方法で提出してください。提出物の内容を審査し、適正に活動が終了したと認められた場合に、助成金額を確定し通知します。

提出物	・ 所定の事業報告書 ・ 対象経費の支出を証明する領収書・銀行振込明細書類（コピーも可） ・ 作成した広報物や記録（ドキュメント）がある場合には、その現物
提出締切	事業終了後、1か月以内（3月に事業終了する場合は、 <u>翌月4月3日まで（必着）</u> ）

※対象経費の支出を証明する領収書類（原則）

- ・ 発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること
- ・ 領収書類に記載される宛名は、申請者と一致させること

8. 助成金交付



※下線部が申請者の作業となります。

請求について

助成金額の確定後、所定の請求書をお送りしますので、申請者名義の口座情報を記載し、ご提出ください。

振込について

請求書提出の日の翌月末までに、申請者名義の口座に振り込みます。

9. 留意事項

事業内容の公表

採択された事業については、アーツカウンシル金沢のウェブサイト等で公表します。

アーツカウンシル金沢による視察等

アーツカウンシル金沢関係者による視察や訪問、撮影等に協力をお願いします。

収入・支出に関する書類の保管について

当該事業に関する収入・支出の内容を証する関係書類は5年間保管してください。
また、必要に応じて、活動の状況・実績等を調査する場合があります。

【申請先・問い合わせ先】

アーツカウンシル金沢（受付：平日9時～17時45分）

〒920-0999 金沢市柿木畠1番1号 金沢市第二本庁舎2階

TEL：076-223-9898／E-mail：council@kanazawa-arts.or.jp

WEB：<https://artscouncil-kanazawa.jp/>

別紙 1

対象経費

費目	内容
出演料等（※1）	特別講師の出演料・指導料等
謝金等（※2）	公演ワークショップ等の開催に係る受付・当日運営等の人件費
音楽費・文芸費	演出費、脚本費、作曲費、調律料、楽器・楽譜借料、著作権使用料等
舞台費・会場設営	大道具費、小道具費、衣装費、音響費、照明費、舞台監督費 機材レンタル等、会場設営費、会場撤去費等
使用料	会場使用料、付帯設備使用料
運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費、レンタカー代等
旅費	交通費、宿泊費（※3）
広報宣伝費等	チラシ等広報物の発送費、広告掲載費、広報物デザイン費等
印刷費	チラシ、ポスター等イベントの広報に係る印刷費

※表に該当しない経費については、別途お問い合わせください。

※1：特別講師の出演料等

対象経費として計上できる金額は、最大で 50,000 円まで（1 人 1 日あたり）

※2：謝金等

対象経費として計上できる金額は、最大で 10,000 円まで（1 人 1 日あたり）

※3：宿泊費

対象経費として計上できる金額は、最大で 9,000 円まで（1 人 1 泊につき）

助成対象経費とならない経費

- ・ 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等）
- ・ 海外から国内に来るための移動交通費
- ・ 飲食に係る経費、手土産代
- ・ 財産になり得る物の購入や製作経費
- ・ 汎用性のある備品（事務機器、事務用品、消耗品など）の購入費
- ・ 自ら設置し又は管理する会場施設において実施する場合の会場使用料

別紙 2

Q&A

Q1. 特別講師とは具体的にどんな方が該当しますか？

A1. 申請者の所属する団体講師以外の方で、当該分野での顕著な実績や評価を持つ方。

Q2. 舞台芸術とは具体的にどんな内容が該当しますか？

A2. 演劇、ダンス、ミュージカル、オペラ、人形劇、歌舞伎、落語等が該当します。
音楽分野は対象外となりますので、ご注意ください。

Q3. 青少年とは具体的に何歳から何歳までが対象となりますか？

A3. 本事業では、12歳～18歳までを対象としています。

Q4. 青少年以外の参加者がいる場合は対象外になりますか？

A4. 主な参加対象が青少年であれば、小学生や大人の参加者がいても助成対象となります。

Q5. 青少年の参加者が無かったらどうなりますか？

A5. 青少年の参加がなかった場合は対象外となり、助成金の交付取消となります。

Q6. 青少年が出演者・スタッフとして関与する公演活動は対象となりますか？

A6. オーディション等で広く出演者・スタッフを募集し、参加する青少年自身のスキルアップに繋がる内容であれば、公演活動でも対象となります。